

## 韓国知的財産ニュース 2012 年 1 月後期

(No. 215)

発行年月日：2012 年 2 月 6 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

### ★★★★目次★★★★

※このニュースは、1月16日から31日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

#### 法律、制度関連

- 1-1 デザイン保護法施行令一部改正令案 (1月17日)
- 1-2 弁護士法施行規則一部改正令案立法予告 (1月20日)

#### 関係機関の動き

- 2-1 「特許ライセンス契約ガイドライン」を構築 (1月17日)
- 2-2 2012 年度 違法複製物取締まり要員発隊式 (1月19日)
- 2-3 特許庁、「化学・生命工学分野審査実務ガイド」全面改正 (1月31日)
- 2-4 「知識財産強国元年」宣言…1兆7000億ウォン投資 (1月31日)
- 2-5 公正取引委員会、標準特許濫用防止基準を構築 (1月31日)

#### 模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 コダック、三星電子のギャラクシータブを特許侵害で提訴 (1月19日)
- 3-2 日立化成、今度はイノックスを特許侵害で提訴 (1月19日)
- 3-3 コダック、結局破産申請 (1月19日)
- 3-4 三星-アップル間の特許訴訟に新しい局面 (1月24日)
- 3-5 LG 電子、大法院(最高裁)で洗濯機 DD 技術の特許権が認められた(1月24日)
- 3-6 LG、ワールドプール社との冷蔵庫「先発明」特許訴訟1審勝訴 (1月25日)
- 3-7 モトローラ、アップルの iPhone4S を特許侵害で提訴 (1月26日)
- 3-8 RIM、特許ライセンス会社に訴えられる (1月26日)
- 3-9 三星、アップル特許本案訴訟また敗訴 (1月27日)

#### デザイン (意匠)、商標動向

今号はございません。

その他一般

- 5-1 親環境冷暖房技術の特許出願が急増 (1月16日)
- 5-2 グローバル経済危機にもかかわらず、韓国の特許・商標の国際出願増加  
(1月20日)
- 5-3 IPI、特許紛争予報システム開発 (1月26日)
- 5-4 世界的な景気低迷のなか、国内の特許・商標出願が増加 (1月27日)
- 5-5 今年の発明王は誰? (1月30日)

**法律、制度関連**

**1-1 デザイン保護法施行令一部改正令案 (韓国特許庁 HP 1月17日)**

1. 議決主文

デザイン保護法施行令の一部改正令案を別紙のとおり議決する。

2. 提案理由および主要内容

専門機関の指定を取消された法人又はその法人で取消し当時に役職員であった者が所属している法人であって、その指定が取消された後2年が経過しない場合、専門機関として指定を受けることができないようにすること、過怠料賦課の合理性を高めるために特許審判院に対し虚偽の陳述をした場合、その違反回数により過怠料を差別して賦課するようにすること等、現行制度の運営上明らかになった一部不備点を改善・補完しようとするため。

3. 主要討議課題

なし

4. 参考事項

イ. 関係法令: 省略

ロ. 予算措置: 別途措置の必要なし

ハ. 合意: 該当機関なし

二. その他: 1) 新・旧条文対応表、別添

2) 立法予告 (2011. 11. 23~12. 13)

デザイン保護法施行令一部改正令案

デザイン保護法施行令の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号以外の部分中「法第25条の2第1項」を「法第25条の2第3項」とし、同項各号以外の部分にただし書きを次のように新設する。

ただし、法第25条の3第1項第1号により、専門機関の指定が取消された法人又はその法人の取消し当時に役職員であった人が所属している法人であって、その指定が取消しになった後2年が経過しない場合には、この限りではない。

第10条を次のとおりとする。

第10条(過怠料の賦課基準)法第88条第1項による過怠料の賦課基準は別表のとおり。別表を別紙のとおりとする。

## 付則

第1条(施行日)この令は、公布した日から施行する。

第2条(専門機関の指定基準に関する適用例)第3条第1項各号以外の部分のただし書きの改正規定は、この令の施行後最初に専門機関の指定が取り消しになった場合から適用する。

第3条(過怠料に関する経過措置)

①この令の施行前の違反行為に対し、過怠料の賦課基準を適用する時には、別表の改正規定にもかかわらず、従来の規定に従う。

②この令の施行前の違反行為として受けた過怠料の賦課処分は、別表の改正規定による違反行為の回数の算定に含まない。

### 1-2 弁護士法施行規則一部改正令案立法予告(韓国特許庁HP 1月20日)

#### 1. 改正理由

弁理士登録業務の弁理士会委託(2012年4月予定)にともない、弁理士登録関連規定および書式を委託内容に合うように整備し、また、弁理士試験および実務修習関連規定を「行政権限の委任及び委託に関する規定」と一致するように変更または明確にする等、現行制度の運営上明らかになった一部不備点を改善・補完するため。

#### 2. 主要内容

イ. 弁理士資格証交付申込書について、弁理士会を経由して特許庁長に提出するように変更すること

ロ. 弁理士試験を受験しようとする者について、韓国産業人力公団が定める受験願書を韓国産業人力公団に提出するようにすること

ハ. 弁理士登録申請をしようとする者について、登録申込書を弁理士会に提出し、弁理士会において登録申請をした者の弁理士資格の有無等を確認するようにすること

二. 弁理士試験合格者の実務修習に関する事務について、弁理士会が管理するようにすること

弁理士法施行規則一部改正令案

弁理士法施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号以外の部分中「第3条第1項第1号」を「第3条第1号」に、「者が」を「人が」に、「添付して特許庁長」を「添付して大韓弁理士会(以下、「弁理士会」という。)を経由して特許庁長」とする。

第5条第1項を次のようにする。

①弁理士試験を受験しようとする人は、「行政権限の委任及び委託に関する規定」第51条第1項により、弁理士資格試験の管理に関する事務を委託された韓国産業人力公団が定める受験願書を韓国産業人力公団に提出しなければならない。

第6条第1項各号以外の部分中「者は」を「人は」に、「特許庁長に」を『「行政権限の委任及び委託に関する規定」第51条第2項により、弁理士登録関連の事務を委託された弁理士会に』とし、同項第1号中「第3条第1項第2号」を「第3条第2号」に、「者の」を「人の」とし、同条第2項中「特許庁長は法第3条第1項第1号」を「弁理士会は法第3条第1号」に、「者が弁理士登録申請時」を「人が弁理士登録申請をする場合には」とし、同条第4項中「者が」を「人は」に、「特許庁長に」を「弁理士会に」とする。

第7条第1項中「大韓弁理士会(以下「弁理士会」という)」を「弁理士会」とし、同条第3項中「実務修習」を『実務修習に関する事項は「行政権限の委任及び委託に関する規定」第51条第2項により、実務修習の事務を委託された弁理士会が管理し、実務修習』とする。別紙第1号書式、第5号書式、第7号書式、第8号書式、第8号の2書式及び第8号の5書式を各々別紙のとおりとする。

付則

第1条(施行日)この規則は、公布した日から施行する。

第2条(弁理士登録証の再交付申請に関する適用例)この規則の施行前に、従来の規定により弁理士登録証を交付された人が弁理士登録証の再交付を申請する場合には、第6条第4項の改正規定により、弁理士会に再交付を申請しなければならない。

**関係機関の動き**

**2-1 「特許ライセンス契約ガイドライン」を構築 (デジタルタイムズ 1月17日)**

公正取引委員会は、特許ライセンスの契約過程の不公正行為を予防するために「特許ライセンス契約の公正化のためのガイドライン」を制定したと17日明らかにした。

今回構築したガイドラインは、中小企業特許実務者が実際の契約締結時に支援を受けられるよう、事例中心で容易に理解できるように解説した。

特に、特許ライセンス契約と関連して△事業者共同行為と競争制限△事業者単独行為と競争制限△優越的地位を濫用した不公正契約△不公正な競争手段の利用△系列会社の支援による経済力集中など、計5種類の類型別に事例を提示、解説した。

公正委関係者は「大企業と中小企業間の特許ライセンスの契約過程において、法的能力が不足した中小企業の被害を減らすのに、ガイドラインが役に立つだろう」と話した。

<パク・セジョン記者>

## 2-2 2012年度 違法複製物取締まり要員発隊式 (文化体育観光部 1月19日)

文化体育観光部は、2012年の1年間オン・オフライン上の違法複製物を監視する違法複製物取締まり要員の発隊式を1月20日、上岩洞(サンアムドン)文化コンテンツホールで開催する。

障害者在宅モニター要員100人と60才以上20人で構成された違法複製物取締まり要員は、この日の発隊式を持って本格的に活動を開始する。

特に発隊式では、チェ・グァンシク文化体育観光部長官が違法著作物取締まり要員らと対話をしながら活動に臨む心構えを聞き、著作権保護全般に対する意見を取りまとめる計画だ。

今回委嘱された障害者在宅モニター要員は音楽、映画、放送、出版、ゲーム、ソフトウェアなど分野別で特化し▲380余りの特殊類型オンラインサービス提供者(OSP)▲800万個のカフェ、ブログなど閉鎖型コミュニティ▲トレント、P2Pなど新規類型の違法著作物サイトなどを対象に、24時間モニター業務を担当することになる。

2011年度は、在宅モニター事業を通じて音楽・映像など各ジャンルで80,458,992点を削除、被害予防規模が約73億ウォンに該当する顕著な成果を上げた。

一方、60才以上で構成されたオフライン取締まりシルバー監視員は、地下鉄駅周辺をはじめとするオフライン現場で、DVDなど違法複製物を販売する露天商を発見した際に情報提供する役割を担うことになる。

文化体育観光部は、今回の違法複製物取締まり要員の発隊式を通じて、社会的ぜい弱階層の社会進出を支援するだけでなく、24時間違法複製物に対応する体制を構築し、オン・オフライン上での著作物違法複製・流通を根絶して、正しいコンテンツの利用環境を造成できる契機になると期待していることを明らかにした。

また、文化体育観光部は来る2月、「国民オープンモニター申告システム」を導入し、国民が誰でも簡単にアクセスして違法複製物を監視して、申告することができるようにする計画だ。

## 2-3 特許庁、「化学・生命工学分野審査実務ガイド」全面改正 (韓国特許庁 HP 1月31日)

韓国特許庁は、審査の公正性・一貫性を維持し、審査品質の向上を図るために「化学・生命工学分野審査実務ガイド」を改正して、2月から施行開始すると明らかにした。

今回の全面改正は、特許庁の品質向上に向けた努力の一環として、重複した内容が様々な審査基準に含まれ、一部の審査基準において活用度が低調な問題点などを補完し、類型別の事例を用いて記載要件および特許要件についての判断基準を具体的に提示して、容易に理解し適用できる化学・生命工学分野の審査実務基準の確立を行なうためだ。

今回の改正のために、特許庁は昨年7月化学・生命工学分野審査基準整備TFチームを発足、改正方向および内容について徹底した研究を行ない、最近の国内外における主要判例を調査して、関連する庁内外の専門家から法的・技術的なアドバイスを受けた。改正された主要内容は次のとおり。

- ①相互に技術的な関連性が高い審査実務ガイドを統合して、活用度の低い審査実務ガイドは廃止し、既存の15分野の審査基準を7分野に縮小改編
- ②発明の詳細な説明記載要件と関連した特許法改正事項と特許出願の序列リストの作成および提出要領に関連した告示の改正事項を反映
- ③主な記載不備事例を類型別に追加・整理して、それに対する具体的な審査基準を提示
- ④最近話題になっている特定分野関連の発明\*に対する具体的な記載要件および特許要件についての判断基準を確立

\* 結晶多形の発明、光学異性質体の発明、医薬用途の発明など

- ⑤最近出願が増加した製法限定発明、選択発明、パラメーター発明などに対する請求項の解釈および特許要件についての判断基準を確立
- ⑥各審査実務ガイドの目次および叙述構成を統一して、最新判例をアップデート
- ⑦「化学・生命工学分野審査基準」を「化学・生命工学分野審査実務ガイド」に名称変更

特許庁関係者は、今回改正された化学・生命工学分野審査実務ガイドが、審査官にとって公正かつ一貫性ある審査のための具体的な道案内になるだけでなく、出願人に対しても審査段階での適切な対応法を模索するのに実質的なサポートになるよう期待すると話した。

また、今回改正された化学・生命工学分野審査実務ガイドは、特許庁のホームページに掲載してスマートフォン用e-bookにも提供する予定で、政策広報メールの発送等を通して関連業界にも広く知らせる計画。

### <参考資料>

化学・生命工学分野審査実務ガイドの縮小改編後 ※審査実務ガイド数:15分野→7分野

既存の審査基準		縮小改編後	
生命工学分野審査基準	統合	生命工学分野審査実務ガイド	
医療衛生分野審査基準			

有機化合物分野審査基準	統合	有・無機化合物およびセラミックス分野審査実務ガイド
無機化合物分野審査基準		
セラミックス分野審査基準		
高分子化合物分野審査基準	統合	高分子分野審査実務ガイド
高分子組成物分野審査基準		
高分子成形加工分野審査基準		
医薬分野審査基準	統合	医薬・化粧品分野審査実務ガイド
化粧品分野審査基準		
水処理および機能性飲用水分野審査基準	維持	水処理および機能性飲用水分野審査実務ガイド
繊維産業分野審査基準	維持	繊維産業分野審査実務ガイド
食品分野審査基準	維持	食品分野審査実務ガイド
農薬分野審査基準	廃止	-
農機具分野審査基準	廃止	-

2-4 「知識財産強国元年」宣言、1兆7000億ウォン投資（韓国政府共感コリア 1月31日）

政府が今年を「知識財産強国元年」と宣言し、国は知的財産政策に1兆7000億ウォンを投資することにした。

大統領所属国家知識財産委員会(以下、知財委)は31日、ソウル、駅三洞(ヨクサムドン)、韓国知識財産センターで李・ミョンバク大統領と金・ファンシク国務総理、ユン・ジョンヨン民間委員長、イム・チョンリョン国務総理室長など100人余りが参加した中で「知識財産強国元年宣言式」を開催した。

知財委は宣言式のスローガンを「知識財産未来強国、先進する大韓民国」と定めた。今後、知識基盤時代を韓国が先頭に立って世界を導いていくという意味を込めている。

政府は今後5年間で10兆2000億ウォンを知的財産政策に投資する計画であり、今年は1兆7000億ウォンを投資、1154件の管理課題を推進する予定だ。

金・ファンシク国務総理は「今年は知識財産基本法と国家知識財産委員会という‘礎’に公正かつ丈夫な政策の柱を立てる一年にしなければならない」とし、「政府は国民が創意性を発揮できる機会を提供するために支援を惜しまない」と話した。

宣言式に続いて政府側の知的財産戦略における推進方針の報告と知的財産青年リーダーとともに討論が行なわれた。

イム・チョンリョン国務総理室長は 12 件の汎政府重点推進課題として、知的財産権の観点からの研究開発強化、特許など知的財産権訴訟の専門性・効率性向上、職務発明補償および産学研協力研究協約の改善などを報告、各部署と民間の協力を強調した。

チェ・グァンシク文化体育観光部長官は「公共の著作物を民間がより容易かつ自由に活用できる制度を導入して‘創作しやすい環境’を作っていく計画だ」と報告した。

李・スウォン特許庁長は「特許審査期間の短縮など知的財産の早急な権利化、政府 R&D の特許生産性向上、国内外における知的財産権保護活動の強化などを推進する」と述べた。

知財委は、知的財産権紛争解決制度先進化の特別委員会と産学研協力研究協約改善特別専門委員会の構成・運営計画案も審議、議決した。

2 つの特別専門委員会は、各々裁判所の管轄と訴訟代理の専門性・実効性を高めることができる合理的な代案を多角的に講じる。また企業、大学、研究所間における協力研究成果物の公正な分配のための協約ガイドラインを構築する計画だ。

宣言式に続き開かれた総合討論会では、発明・デザイン・アプリ開発のコンテスト大会受賞者など、知的財産青年リーダーが現場での経験を基にした各種アイデアを提示した。

## 2-5 公正取引委員会、標準特許濫用防止基準を構築 (デジタルタイムズ 1月31日)

特定の技術標準特許を保有する事業者は、標準特許を公正かつ合理的な条件で使用者に提供しなければならない。

公正取引委員会は、特許標準化の過程で発生し得る法違反行為を予防するため、このような内容を骨子とした「公正取引法自律遵守のための標準化機構の模範運営基準」を制定すると 31 日明らかにした。

模範運営基準は、標準と議論される技術の特許権を保有する事業者とその代理人が標準確定前に特許情報を事前に公開するようにした。標準に選ばれた特許技術は、公正かつ非差別的な特許技術使用条件の確約 (FRAND) が確保されなければならない。

2000 年代中盤、移動通信コード分割多重接続 (CDMA) 標準特許を保有する米国のクアルコム社が、自社のモデムチップを使用する携帯電話メーカーに対し特許料を割引し、未使用業者には高額の特許料を支払わせていた事例などを予防しようとする措置だ。クアルコム社はこのために 2007 年公正委から 2600 億ウォンの課徴金を課された。

また、特許保有者が標準化機構に参加時点から、自社の特許が標準技術に選ばれれば、FRAND 条件に基づいてライセンスするという一括確約ができるようにした。特許情報を隠して自社の技術が標準に選ばれるようにした後、特許訴訟を提起して高額な技術料を受け取る特許待ち伏せ行為 (Patent Ambush) の副作用を改善するための措置だ。

ノ・サンソプ公正取引委員会市場監視総括課長は「最近、標準特許と関連した紛争が増加しており、標準特許の濫用行為を予防するため基準を構築した。特許権濫用か否かを判断する際に重要な参考資料として活用する予定だ」と話した。

<パク・セジョン記者>



## 模倣品関連及び知的財産権紛争

### 3-1 コダック、三星電子のギャラクシータブを特許侵害で提訴(電子新聞 1月19日)

米国のイーストマン・コダックが、三星電子を特許侵害で提訴した。

コダックは、三星電子のスマートパッド(ダブルレットPC)「ギャラクシータブ」が、自社のデジタルイメージに関する技術特許を侵害したとして18日(以下、現地時間)、ニューヨークロチェスター連邦裁判所に提訴したとブルームバーグ通信が報道した。

三星電子のギャラクシータブが侵害したとして主張したコダックの特許は、カメラ機能に活用されるデジタルイメージ保存および送信関連の特許5件。

三星電子は去る2010年、カメラのプレビュー機能と関連して、コダックに550万ドルの技術使用料を支給する契約を結んでいる。

これに先立ちコダックは去る10日、アップルと台湾のHTCが自社の特許4件を侵害したとして提訴、リサーチインモーション(RIM)はイメージプレビューの特許を侵害したとして、米国国際取引委員会(ITC)に提訴した。

コダックのスポークスマンは「売り上げ拡大のために、知的財産権をさらに攻撃的に活用するだろう」と話した。

コダックは、フィルムと写真焼き付け装備事業が大きく萎縮しており、デジタル写真時代に適切に対応できず、会社存続の危機と見て自社が保有するカメラ関連の特許に対し侵害訴訟を行なったと思われる。コダックは、技術特許の売却とライセンスの拡大で収益を得ようとしている模様。コダックが保有するデジタル写真技術関連の技術特許は、1000件余りに達すると推定される。

コダックは、最近経営の正常化のために事業構造を既存の3部門(フィルム、現象・焼き付け、エンターテイメント)から2部門(コマーシャルと消費者)に縮小・統合すると発表した。

<ジョン・ソヨン記者>

### 3-2 日立化成、今度はイノックスを特許侵害で提訴(電子新聞 1月19日)

日立化成が、国内半導体・プリント回路基板(PCB)素材メーカーのイノックスを相手に、自社の特許を侵害したとして提訴した。昨年末には、国内半導体装備・素材メーカーのケイシーテックを特許侵害の疑いで米国裁判所に提訴した。世界の半導体市場で韓国の地位がますます大きくなるなか、最近、国内の電子素材メーカーが急速に成長するのを見て、これを積極的に牽制しようとする意図に見える。

日立化成工業は19日、国内電子素材メーカーのイノックスに対し、半導体パッケージの工程用ダイボンディングフィルムに関する自社の特許を侵害したとして、台湾知的財産裁判所に訴訟を提起したと明らかにした。イノックスのダイボンドシート「WL-0020-05A」が日立の台湾特許を侵害したという主張だ。日立化成はこれに先立ち、韓国特許権も違反し

た可能性があり、昨年イノックスと協議を行ったが合意点を見出すことができず、台湾で訴訟を提起した。ダイボンディングフィルムは、ICチップと回路基板を付着する半導体後工程超薄型フィルム接着剤で、日立化成は去る1993年に初めて開発に成功した後、現在世界市場での占有率1位を記録中、関連特許も約500件保有している。イノックス関係者は「日立側の特許侵害提訴件を現在綿密に把握中で、まもなく対応策を出すだろう」と話した。

一方、日立化成は昨年11月国内半導体装備・素材メーカーのケイシーテックを相手に、化学機械的練磨方式の酸化セリウムスラリー(CMPスラリー)の特許権を侵害したとして、米国、テキサス州オースチン西部地方裁判所に訴訟を提起した。

<ソ・ハン記者>

### 3-3 コダック、結局破産申請 (電子新聞 1月19日)

132年の伝統あるコダックが、結局破産保護を申請した。

ブルームバーグなど外信は、19日にコダック本社とアメリカ国内子会社がニューヨーク、マンハッタン破産裁判所に破産保護を申請したと報道した。数年間の販売不振による流動性危機から生き残るための措置だ。米国以外の地域の子会社は、破産保護申請から除外された。

マンハッタン破産裁判所に申請した破産保護書類には、51億ドルの資産と68億ドルの負債が記録されたとブルームバーグは伝えた。

また、コダックはシティグループから運営資金として18ヵ月間にわたり、9億5000万ドルの融資を受けることにした。

アントニオ・ペレス コダック会長兼最高経営者(CEO)は、「理事陣とトップ経営陣すべてが、破産申請がコダックの未来のために必要な正しい道だと考え、満場一致で合意した」と明らかにした。続いて「コダックは、他の企業らと同じように研究と特許取得で素晴らしい成果を上げたが、商品を商業化する能力は不足していた」とし、「事実上、商業化には大失敗した」と話した。コダックは破産保護申請のためにドミニクディナポリ FTI コンサルティング副会長を最高構造調整責任者に任命した。

コダックは、一般人が使いやすいフィルムとこれを活用した便利なカメラ(ブラウニー)として登場、1900年代のカメラ市場を掌握した。しかし、デジタル写真という新しいパラダイムに便乗できないまま下降していった。富士フィルムなどの他のカメラ会社が、デジタルカメラへの転換を急ぎ積極的に対処した反面、コダックは自社が保有するあらゆる特許だけを信じて何の行動にも出なかった。世界で最初にデジタルカメラを開発したコダックとしては、フィルム市場での主導権を放さないようにしていた消極的な戦略の逆風をむかえたことになる。

ロバート・バーリー ライアーソン大学教授は「コダックは、過去の名誉にとらわれて失敗した代表的な企業」とし、「コダックの過去の栄光は、今は厄介なだけだ」と指摘した。

コダックは破産保護申請に先立ち、三星電子のスマートパッド(タブレットPC)「ギャラクシータブ」が自社のデジタルイメージ関連の技術特許を侵害したとして、18日ニューヨーク、ロチェスター連邦裁判所に提訴した。

コダックが主張している特許は、カメラ機能に活用されるデジタルイメージ保存および送信関連の技術特許5件。コダックが三星電子に特許侵害訴訟を提起したのは今回が2回目だ。三星電子は去る2010年、カメラのプレビュー機能と関連してコダックに550万ドルの技術使用料を支給する契約を結んでいる。現在、コダックが保有している特許の価値は30億ドルで、保有特許がコダックの最後の砦となるわけだ。

コダックは去る10日、アップルと台湾のHTCが自社の特許4件を侵害したとして訴訟を提起、リサーチインモーション(RIM)はイメージプレビューの特許を侵害したとして、米国国際取引委員会(ITC)に提訴した。コダックが保有するデジタル写真技術関連の技術特許は1000件余りに達すると推定される。

<ジョン・ソヨン記者>

### 3-4 三星-アップル間の特許訴訟に新しい局面 (デジタルタイムズ 1月24日)

三星電子とアップル間で繰り返されている特許紛争の本案訴訟で、三星電子が敗訴した。訴訟戦は両社ともに大きな収穫なく終了しつつあるなか、三星電子がドイツ裁判所に提起した3件の特許侵害訴訟中1件が敗訴した。

ドイツ、マンハイム裁判所は去る20日(現地時間)、三星電子がアップルを相手に提起した特許侵害本案訴訟でアップルに軍配を上げた。今回の判決は、今後展開する本案訴訟前の最初の結果であるという点から全世界が注目してきた。

マンハイム裁判所は、三星電子が提起した「少ないデータを一つにまとめる符号化技術」に対し、アップルは特許を侵害しなかったと判決を下した。三星電子が提起した技術特許訴訟でアップルに一撃を食わされたのだ。

しかし、三星電子は残る2件の判決に期待感を現わしている。三星電子がドイツ裁判所に提出した特許技術は計3件で、今回の判決に続いて来る27日と3月2日に2件の判決がある。2件の判決で一つでも勝った場合、三星電子側はアップル製品のドイツ内での販売を禁止させることができる。

判決を控えた2つの技術は各々「通信エラーが発生する時、重要なデータを損失しないように保護する技術」と「送信エラー減少のためのデータ符号化方法」などのモバイル送信技術。

ドイツ裁判所が、これまでの仮処分訴訟とは異なり3件の技術特許に対し時差を置いて別々に判決を下すのは、緊急性を要する仮処分訴訟と違い、各件に対する特許侵害の有無について詳細に判断しなければならないためだ。

三星電子側はドイツ裁判所の最初の判決に対しては重要視していない模様だ。三星電子関係者は「控訴の有無については残る2件の判決結果を見て決めれば良い」とし、「3件中、少なくとも1件だけは勝つ自信がある」と話した。

三星電子が3件中1件以上勝訴した場合、アップル製品に対する販売禁止はもちろん損害賠償請求も可能で、今後の交渉過程で有利な立場に立つと予想される。特に、三星電子が提起した特許訴訟は標準特許に該当するだけに、ドイツ裁判所の細かい判断の有無が残りの国で進行中の判決にも影響を及ぼす可能性が大きい。

反面、三星電子が3件の技術特許訴訟で一件も勝訴できなかった場合は、仮処分訴訟で勝訴しているアップル側に急速に傾くだろうと思われる。

<パク・チソン記者>

### 3-5 LG 電子、大法院で洗濯機 DD 技術の特許権が認められた (電子新聞 1月24日)

7年間続いた LG 電子と大宇エレクトロニクス間の洗濯機「直接駆動方式(ダイレクトドライブ, Direct Drive)」に関する特許訴訟で、LG 電子が最終的に勝訴した。

LG 電子は去る19日、大法院(最高裁判所)から特許権の有効性が最終的に認められたと24日明らかにした。

大法院全員合議体は「該当の特許技術に、既存の先行技術から容易に導出することが難しい進歩性があることが認められる」として、特許無効を宣告した2審判決を破棄して高等法院(裁判所)に事件を差し戻した。

直接駆動方式は、洗濯槽を回すモーターを洗濯槽に直接連結させることで精密なモーター制御による洗濯力の強化、エネルギー節減、低騒音などが可能な技術だ。

今回の特許訴訟は去る2006年12月、LG 電子が大宇エレクトロニクスに洗濯機における直接駆動方式関連の特許技術侵害禁止訴訟を提起したことから始まった。

第1審の裁判所は、大宇エレクトロニクスが特許権を侵害したと判断、LG 電子に18億ウォンを賠償するように判決を下した。続いて2010年ソウル高等法院が下した第2審では、LG 電子の洗濯機関連技術が特許の必須要件である「進歩性」を有していないと見なし、大宇エレクトロニクスはLG 電子の特許を侵害しなかったとして決定を下している。そして、大法院はまたLG 電子の技術に対する進歩性を認定、高裁の判決をひっくり返した。大法院の原審破棄による差し戻し審は、今年上半期中に結論が出る可能性が高い。

LG 電子は、米国・日本・中国などの主要国で該当技術に対する特許権が認められている。昨年8月には、ドイツ連邦裁判所から同一技術の特許有効の判決を受け、2010年末は米国特許庁の特許再審査も通過し、特許権を認められた。

LG 電子関係者は「韓国の裁判所の特許有効判決は「ダイレクトドライブ」技術の優秀性と独創性をもう一度立証した」とし、「今後もLG 電子は核心特許技術の保護のために強力に対応するだろう」と話した。

<金・スンギョ記者>

(ジェトロソウル事務所注：本大院判決において、「特許発明の無効審決が確定する前でも、その特許が無効になることが明白な場合には、この特許権による特許侵害禁止または損害賠償などの請求は、特別な事情がない限り権利濫用に該当し許されない」との説示が示されている。JETRO ソウル知財チーム HP に判決の仮訳を掲載中)

### 3-6 LG、ワールプール社との冷蔵庫「先発明」特許訴訟 1 審勝訴 (デジタルタイムズ 1 月 25 日)

LG 電子が、米国特許庁で行なわれたワールプール社との冷蔵庫「水と氷の分配装置」(Water & Ice dispenser) 関連の技術に対する「先発明」をめぐる 1 審訴訟で勝訴した。

今回の訴訟は 2008 年から始まった両社間の特許訴訟中の一つで、水を早く満杯にすることができる技術(Fast Fill)に対する内容だと LG 電子側は 25 日説明した。

ワールプール社は LG の特許攻撃を防御するために、関連する特許技術を LG より先に発明したという主張を 2009 年に米国特許庁に提起した。しかし、裁判所はワールプール社が「先発明」の証拠を提示できなかったと判決した。

今回の判決により、LG は市場で関連技術に対する製品リーダーシップを確保、今後攻撃的なマーケティングを推進できる有利な立場にいる。

ワールプール社は 1 ヶ月以内に特許庁に再審査を要請することができ、その後地方裁判所または 2 審裁判所に控訴することができる。

一方、LG とワールプール社は米国特許庁の再審査、ニュージャージー(New Jersey)、デラウェア(Delaware) 地方裁判所など特許訴訟中で、今回の判決は LG が今後訴訟で主導権を確保するのに有利な機会になると思われる。

<李・ヒョングン記者>

### 3-7 モトローラ、アップルの iPhone4S を特許侵害で提訴 (電子新聞 1 月 26 日)

モトローラがアップルの iPhone4S を特許侵害の疑いで提訴した。

25 日(現地時間)ウォールストリートジャーナルなど外信らは、モトローラモビリティがアップルの iPhone4S、iCloud コンテンツのストレージサービスなどに対し、自社の特許を侵害した疑いで米フロリダ南部地方裁判所に提訴したと報道した。モトローラは、アップルがメッセージおよびデータフィルタリングなど自社の特許 6 件を侵害したと主張している。

ウォールストリートジャーナルは、グーグルのモトローラ買収がほぼ完了する時点で新たに提起された訴訟だという点を強調した。グーグルは、アップルによる特許侵害の圧迫に対する対策としてモトローラを買収すると買収決定当時に明らかにしている。

モトローラはグーグルに買収される前の 2010 年にアップルを提訴しているが、今回の提訴の根拠となる特許もこれと関連している。

<パク・ヒョンソン記者>

### 3-8 RIM、特許ライセンス会社に訴えられる (電子新聞 1 月 26 日)

リサーチインモーション(RIM)が、カナダの特許ライセンス会社 Wi-Lan から特許侵害の疑いで訴えられたと外国メディアが 26 日報道した。最近、業績悪化で最高経営者(CEO)が交代するなど、ブラックベリーが試練を乗り越えられるか注目されている。

Wi-Lan は、3000 件余りの技術特許をもとに世界 255 ヶ所以上の企業に知的財産権をライ

センシングしており、カナダの首都オタワで最も価値のある公開企業として評価されている。

Wi-Lan が RIM に特許侵害されたと提訴した特許は 2 件(特許番号 5515369, 6232969)で、既に 10 年余り前に米国で登録されている。この特許は、本来他の企業が出願したものが数年前に Wi-Lan が特許権を買収した。

Wi-Lan は RIM のブラックベリーの製品中、最大 60 個が自社の特許 5515369 を侵害したと主張。また、特許 6232969 は最近 RIM が発売した「トーチ」、「ボールド」、「カーブ」のようなスマートフォンにある「sym」ボタンと関連していると主張した。

Wi-Lan はこれに先立ち、特許 5515369 侵害でテキサス・インスツルメンツ(TI)を提訴したため、RIM が自社の特許侵害の事実を知っていると主張。TI は、ブラックベリーのスマートフォン用部品を一部開発している。

一方、Wi-Lan のキャサリン・ヒュースポークスマンは「この訴訟は、最近の RIM の CEO 交代とは全く関係がない」と強調した。

<ジョン・ソヨン記者>

### 3-9 三星、アップル特許本案訴訟また敗訴 (電子新聞 1月27日)

三星電子が、アップルとの特許本案訴訟でまた敗訴した。

ドイツ、マンハイム裁判所は 27 日(現地時間)、三星電子がアップルを相手に提起した 3 件の特許侵害容疑の訴訟のうち 2 回目の訴訟に対し、アップルによる特許侵害はなかったと判決を下した。

この日の判決は、通信状態が悪い場合、重要データを優先的に保護して、通信エラーを軽減する技術の特許に関する件。

三星電子はこれに先立ち去る 20 日、データ送信時のデータ量を減らす技術と関連した特許訴訟でも棄却判決を受けている。三星電子が相次いで本案訴訟で敗訴していることから、今後の訴訟戦の展望も不透明となった。

ドイツ裁判所は残り 1 件の訴訟に対し、来月初めに判決する予定だ。

<ファン・テホ記者>

## デザイン (意匠)、商標動向

今号はございません。

## その他一般

### 5-1 新環境冷暖房技術の特許出願が急増 (デジタルタイムズ 1月16日)

親環境(環境にやさしい) グリーンエネルギー開発が真っ最中のなか、空気中や地中、水中の熱エネルギーを利用して水を沸かしたり、冷暖房を行なう給湯・冷暖房システム関連の技術開発が活発なことが分かった。

16日特許庁によれば、親環境給湯・冷暖房システムに対する特許出願件数が去る2000年の15件から2010年は127件と10年間で8倍程度増加した。

親環境給湯・冷暖房システムは、自然界に存在する空気中、地中、水中の熱エネルギーを「ヒートポンプシステム」という熱移動機械を利用して熱を集めて配分すれば、火を使わなくても給湯と冷暖房が可能、二酸化炭素の排出を抑制することができる。また、従来の電気やガスで給湯したり冷暖房を行なうのに比べ、20~50%以上のエネルギー節減が可能で、次世代給湯器および冷暖房システムとして注目されている。

年度別の出願現況を見ると、2005年の15件をはじめ毎年着実に増えており、2006年は72件に達し、2009年(126件)から大幅に増加、2010年は127件に達するなど、去る10年間で673件に達した。

出願された技術は、地下水(地熱)によるものが32%を占め最も多く、続いて太陽熱関連技術(20%)、空気熱関連技術(17%)、河川水・海水関連技術(17%)、その他(14%)等の順。

特許庁関係者は「親環境冷暖房と関連した特許出願は、グリーン技術に関連した出願と認められ超高速審査を通じて早期に登録を受けることができるため、関連技術に対する先行獲得が要求される」と話した。

<李・ジュンギ記者>

### 5-2 グローバル経済危機にもかかわらず、韓国の特許・商標の国際出願増加 (韓国特許庁HP 1月20日)

昨年のグローバル経済危機にもかかわらず、韓国の特許と商標の国際出願は増加したことが分かった。

韓国特許庁が集計した資料によれば、国際特許出願に関する特許協力条約(PCT, Patent Cooperation Treaty)を通じた2011年度海外特許出願は10,412件で、2010年の9,639件に比べ8.0%増加したことが分かった。

これは、ヨーロッパの経済危機などによる世界経済の不確実性とグローバル市場での特許紛争など、企業環境が日に日に悪化しているなかで韓国企業らが海外での特許・商標などの知的財産権を確保するために、未来に向けた投資を強化していることを示す結果だ。

出願主体別に見ると、企業や研究所が8,454件で81.2%、個人は1,958件で18.8%を占めた。企業や研究所の中ではLG電子が1,253件と最も多く、次に三星電子が752件、LG化学が314件などとその後に続いた。

出願言語別では、2009年から韓国語が国際公開語として施行された後、国際公開用の英語翻訳文の作成のための時間と費用が節減されたため、韓国語による国際出願が徐々に増加し、2011年には8,394件と全体出願の80.6%を占めた。(\* 韓国語(80.6%, 8,394件), 英語(19.4%, 2,018件))

一方、外国の出願人が韓国特許庁に申請したPCT国際調査も持続的に増加、審査サービスの海外輸出がより一層活発に行なわれていることが明らかになった。

2011年に外国の出願人が韓国特許庁に申請した国際調査は15,717件で、前年(13,877件)に比べ13.3%も増加した。このうちインテル、マイクロソフト、ヒューレッドパッカーなどを含む米国企業が96.5%(15,168件)を占め、海外でも韓国特許庁の高い審査水準を認めていることが分かった。

商標の国際出願に関する制度である「マドリッド議定書」を通じた国際商標出願件数は、2010年の405件に比べ32.3%増の536件を記録、国際出願商標の各国に対する指定件数も2010年3,309件から2011年3,792件と14.6%増加した。

2011年度にマドリッド国際商標出願制度を利用して、外国に大量に出願した韓国企業はセルトリオン(13件)、三星電子(9件)、熊津(ウンジン)コーウェイ(9件)の順で、国際出願商標の各国家別指定件数は米国(343件)、中国(312件)、日本(309件)、ヨーロッパ連合(215件)の順だった。

また、2011年度に韓国に出願した外国出願人のマドリッド国際商標出願件数は2010年度8,017件から30.0%増の10,420件で、国家別では全体の10,420件のうち米国(1,655件)、ヨーロッパ連合\*(1,163件)、ドイツ(1,097件)、日本(988件)の順。企業別では、スイスのノバティス(医薬品)が62件、ドイツの自動車会社BMWが54件、スイスのアバクロンビー(衣類・ファッション・ビューティー製品)49件の順。

これに対してアン・ジェヒョン特許庁顧客協力局長は「グローバル経済危機にもかかわらず、韓国特許と商標の国際出願が継続して増加しているのは、韓国企業らが新しい技術と優れたブランドの先行獲得を通じた国際競争力強化のための努力を活発にしているという証拠だ」と話した。

\* EU加盟国がヨーロッパ共同体商標を出願(登録)した後、それを基にして韓国に出願した場合

### 5-3 IPI、特許紛争予報システム開発 (電子新聞 1月26日)

特許紛争を予測して、紛争が予想される特許を避けて技術開発の方向と戦略を樹立する技術が現れた。

特許調査分析専門会社IPIは、特許紛争を起し得る問題の特許の危険度を評価する「特許紛争予報システム(Pat-Spider)」を構築したと26日明らかにした。

このシステムは、プロファイラーシステムを活用し、これまでに発生した紛争特許の事例を分析して特許紛争予報指数を算出する。特許影響力を定量的な数値で算出し、該当技



術の技術革新のサイクルを自動で算定、技術開発計画の樹立に活用することができる。また、該当する技術分野の源泉技術を明らかにするツールとして活用する機能もある。

現在は、米国特許を対象にサービスするが、今後は特許紛争予報機能を世界的特許に拡大する予定だ。

金・ギョンウク IPI 代表は「システムの安定化とともに予報機能を完ぺきに検証して、最近特許紛争が頻繁に発生している技術分野に対する定期的な特許紛争予報報告書を発刊する計画だ」とし、「当分ウェブサービスは計画していないが、中小企業を対象とした別途のサービス方式を考慮している」と話した。

＜クオン・コンホ記者＞

#### 5-4 世界的な景気低迷のなか、国内の特許・商標出願が増加（韓国特許庁 HP 1月27日）

米国の金融危機による景気低迷で、2008年と2009年に減少した国内特許および商標などの産業財産権出願が、2010年に続き2011年も連続して増加した。

韓国特許庁が2011年の出願現況を暫定分析した結果、特許庁で受付けた産業財産権の出願は計372,121件で、2010年の349,273件と比べて6.3%増加したことが分かった。

権利別に見ると、特許出願が179,687件で2010年対比5.6%増、商標出願は124,000件と14.3%増加した。

実用新案の場合は、先登録制度および二重出願制度の廃止などの影響により出願が13.1%減少し、デザイン出願は1.2%小幅減少したことが分かった。

特に、昨年特許および商標出願が増加したのは、ヨーロッパの財政危機を受けて経済環境が深刻化しているなか、企業がR&Dなどの未来志向型の投資で新しい技術とブランドを先行獲得しようとした様子が伺える。

特許出願現況を主体別に見ると、大企業が26.4%(47,409件)と最多で、個人23.6%(42,500件)、外国法人22.5%(40,452件)、中小企業15%(26,983件)であることが分かった。

特に、大企業の特許出願は最近2年連続増加したが、中小企業は昨年17.1%減少しており、中小企業が景気に敏感に反応したと見られる。

\*大企業：‘09年(41,824件, △16.1%), ‘10年(45,658件, 9.2%), ‘11年(47,409件, 3.8%)  
中小企業：‘09年(31,883件, 10.3%), ‘10年(32,558件, 2.1%), ‘11年(26,983件, △17.1%)

一方、外国個人および法人の特許出願は、前年比各々10.1%(969件→1,067件)、8.4%(37,327件→40,452件)の増加傾向を見せた。

特許の最多出願企業は三星電子(5,588件)で、次がLG電子(3,096件)、現代自動車(2,740件)。外国企業はクアルコム(1,351件)、ソニー(517件)、東京エレクトロン(437件)の順で、国家別では日本(15,556件)、米国(12,252件)、ドイツ(3,647件)、フランス(1,776件)の順。

特許庁アン・ジェヒョン顧客協力局長は「経済条件が困難であるほど、新しい成長産業分野へのR&D投資の拡大で核心・源泉特許を確保し、未来の企業および国家競争力を向上

することが重要だ」と強調し、「クレジットカードのポイントを利用した特許手数料納付制度の導入および電子出願システムの改善など、出願人の便宜向上のための施策を持続的に発掘・推進していく計画だ」と話した。

<参考資料>

□権利別・年度別 産業財産権出願現況

(単位:件,%)

区 分	2008	2009	2010	2011
特 許	170,632 (△ 1.1)	163,523 (△ 4.2)	170,101 ( 4.0)	179,687 (5.6)
実用新案	17,405 (△17.4)	17,144 (△ 1.5)	13,661 (△20.3)	11,894 (△13.1)
デザイン	56,750 ( 4.4)	57,903 ( 2.0)	57,187 (△ 1.2)	56,540 (△1.2)
商 標	99,986 (△ 7.5)	103,433 ( 3.4)	108,324 ( 4.7)	124,000 (14.3)
計	344,773 (△ 3.1)	342,003 (△ 0.8)	349,273 ( 2.1)	372,121 (6.3)

※ 2011年 統計は出願受付を基準、商標は更新登録出願件数を除く

□主体別 特許出願現況

(単位:件,%)

区 分	2008	2009	2010	2011	割合
大企業	49,838 (△14.2)	41,824 (△16.1)	45,658 (9.2)	47,409 (3.8)	26.4
中小企業	28,897 (△18.2)	31,883 (10.3)	32,558 (2.1)	26,983 (△17.1)	15.0
大学	8,413 (35.4)	9,760 (16.0)	10,667 (9.3)	11,654 (9.3)	6.5
公的研究機関	7,021 (△7.4)	8,496 (21.0)	9,492 (11.7)	8,930 (△5.9)	5.0

外国	個人	1,063 (△1.9)	907 (△14.7)	969 (6.8)	1,067 (10.1)	0.6
	法人	42,455 (△0.5)	35,297 (△16.9)	37,327 (5.8)	40,452 (8.4)	22.5
政府・自治体		548 (23.4)	655 (19.5)	708 (8.1)	692 (△2.3)	0.4
個人など		32,397 (4.2)	34,701 (7.1)	32,722 (△5.7)	42,500 (29.9)	23.6
計		170,632 (△1.1)	163,523 (△4.2)	170,101 (4.0)	179,687 (5.6)	100.0

※ 2011年統計は出願受付基準

□ 多出願国内企業

(単位:件)

出願人名	特許	実用	デザイン	商標	小計
三星電子	5,588	4	784	155	6,531
LG 電子	3,096		758	719	4,573
現代自動車	2,740		141	114	2,995
LG イノテック	2,697		150	2	2,849
韓国電子通信研究院	2,268		9		2,277
(株)アモーレパシフィック	267	110	526	1,269	2,172
LG ディ스플레이	2,027		9	5	2,041
現代重工業	1,546	437	30	16	2,029
三星電機	1,935		2	6	1,943
ポスコ	1,748		3	108	1,859

□ 多出願国外企業

(単位:件)

出願人名	特許	実用	デザイン	商標	小計
クアルコムインコーポレイテッド	1,351	1		7	1,359
ソニー	517		39	36	592

東京エレクトロン	437		22	1	460
キャノン	419		7	2	428
半導体エネルギー研究所	414				414
住友化学	371		16	14	401
三菱電機	268		74	9	351
3M カンパニー	264	3	57	7	331
パナソニック	293		22	8	323
BASF SE	306			17	323

□ 国家別 出願件数

(単位:件)

国 家	特許	実用	デザイン	商標	小計
日本(JP)	15,556	45	1,668	2,918	20,187
米国(US)	12,252	30	823	4,108	17,213
ドイツ(DE)	3,647	7	250	237	4,141
フランス(FR)	1,776		79	345	2,200
スイス(CH)	1,078	2	114	240	1,434
台湾(TW)	694	218	86	308	1,306
オランダ(NL)	1,051		100	97	1,248
中国(CN)	768	68	124	794	1,754
イギリス(GB)	750	1	79	410	1,240
イタリア(IT)	366	3	83	177	629

### 5-5 今年の発明王は誰？ (韓国特許庁 HP 1月30日)

韓国特許庁は、革新的な発明を通じて産業発展と国家競争力向上に優れた功績を収めた人を推薦し、今年の発明王1人を選定すると明らかにした。

特許庁は1998年から毎年最優秀発明家1人を発明大王として選抜しており、2011年から「今年の発明王」に名前を変更して運営している。

発明分野のノーベル賞として知られる「今年の発明王」は、大韓民国を代表する最高の発明家を選抜する行事としてその象徴性が高い。

「今年の発明王」は大韓民国で最も優れた発明家を選定するだけに、今年の発明王には月桂冠、賞金3,000万ウォンと共に同伴者1人を含む海外研修の機会が与えられ、特許庁の「発明家の殿堂」にその功績が展示される。

合わせて、特許庁政策諮問委員や国際知識財産研修院の名誉教授の委嘱資格や発明分野におけるメンターとしての機会なども与えられる。

今年の発明王の授賞は、来る5月17日(木)に開催される第47回発明の日の記念式典で発明有功者に対する各種表彰授与とともに実施される。

李・ヨンデ特許庁産業財産政策局長は「発明家ならば誰でも挑戦したい最高の栄誉だ。発明分野のノーベル賞になるよう支援したい」とし、「大韓民国の革新をリードする優秀な発明家が数多く推薦されることを願う」と話した。

「今年の発明王」は推薦によって受付し、行政機関、広域地方自治体、研究機関、大学、企業、学会および協会、地域知識センターの長が推薦する。

推薦の受付期限は1月30日(月)から3月12日(月)まで、推薦は韓国発明振興会(<http://www.kipa.org>)発明振興チームで受付。

詳細は、特許庁産業財産振興課(042-481-5322)または韓国発明振興会発明振興チーム(02-3459-2792)に問い合わせして下さい。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム(電話:02-739-8657/FAX:02-739-4658 e-mail:[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp))までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記のURLにアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記のURLの情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

<http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされているWebサイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行: JETRO ソウル事務所 知財チーム